

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成8年3月29日告示第542号）〔抜粋〕

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第34条第1項の規定に基づき、工場等における規制基準を次のように定め、平成8年4月1日から施行する。

3 汚水の規制基準は、別表第5のとおりとする。

別表第5

1 排出基準

項目等	許容限度
健康項目	
1 カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして 0.05 ミリグラム
2 シアン化合物	1 リットルにつきシアンとして 1 ミリグラム
3 有機りん化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム
4 鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として 0.1 ミリグラム
5 六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして 0.5 ミリグラム
6 ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素として 0.1 ミリグラム
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9 ポリクロリネイテッドビフェニル（別名PCB）	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
10 トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
11 テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
12 ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
13 四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
14 1,2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
15 1,1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
16 シス—1,2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
17 1,1,1—トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
18 1,1,2—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
19 1,3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
20 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム

	21 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	1 リットルにつき	0.03 ミリグラム
	22 S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	1 リットルにつき	0.2 ミリグラム
	23 ベンゼン	1 リットルにつき	0.1 ミリグラム
	24 セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして	0.1 ミリグラム
一般項目	1 水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、5.8 以上 8.6 以下。海域に排出されるものにあつては、5.0 以上 9.0 以下	
	2 生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき	100 ミリグラム(日間平均 80 ミリグラム)
	3 化学的酸素要求量	1 リットルにつき	100 ミリグラム(日間平均 80 ミリグラム)
	4 浮遊物質	1 リットルにつき	90 ミリグラム(日間平均 70 ミリグラム)
	5 ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量	鉍油類	1 リットルにつき 5 ミリグラム
		動植物油脂類	1 リットルにつき 20 ミリグラム
	6 フェノール含有量	1 リットルにつき	5 ミリグラム
	7 クロム含有量	1 リットルにつき	2 ミリグラム
	8 溶解性鉄含有量	1 リットルにつき	10 ミリグラム
	9 溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき	10 ミリグラム
	10 ふっ素含有量	1 リットルにつき	15 ミリグラム
	11 銅含有量	1 リットルにつき	3 ミリグラム
	12 亜鉛含有量	1 リットルにつき	5 ミリグラム
	13 大腸菌群数	日間平均 1 立方センチメートルにつき 3,000 個	

備考 1 この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等(水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 に掲げる特定施設及び同令第 3 条の 2 に規定される指定地域特定施設を設置する工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。)について適用する。

2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。

3 化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域(漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 109 条第 2 項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。)に排出される排出には適用しない。

4 「検出されないこと。」とは、5 に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合

合において、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

- 5 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第2条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号））によるものとする。

2 設備基準

施設名	設備基準
1 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号。以下「規則」という。）別表第5の1の項から106の項までに掲げる施設（2の項に掲げる施設を除く。）	(1) 工場内においては、汚水を地下に浸透させることなく処理施設によって処理すること。 (2) 工場等の排出水にかかる処理施設における処理の方法は、希釈のみによることのないように管理すること。
2 規則別表第5の2の項に掲げる施設	(1) 畜舎には、ふん尿等の汚物処理施設として不浸透性の汚物だめ及び汚水だめを設け、それぞれにおおいをつけること。 (2) 畜舎から汚物だめ及び汚水だめまでの間には、不浸透性の排水溝を設けること。 (3) 畜舎には、ふん尿の固液分離等ができる施設を設けること。 (4) 汚物だめ及び汚水だめは、常に清潔に保つように管理すること。